

## 第1条（適用範囲）

メディカルフィットネス北白川会員会則（以下「本会則」といいます。）は「メディカルフィットネス北白川」（以下「本クラブ」といいます。）の会員、本クラブに入会しようとする方および本クラブの施設を利用する方に適用します。

## 第2条（目的）

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、心身の健康維持・増進および会員相互の親睦ならびに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

## 第3条（運営および管理）

本クラブは、もりした循環器科クリニック（以下「クリニック」といいます。）が運営、管理を行います。

## 第4条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とし、クラブが定めた会員種類で契約し利用範囲に応じて施設を利用することができます。
2. 会員の契約期間は、月単位とし会員が所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。
3. 会員は本クラブが定めた利用規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。

## 第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、次の項目全てに該当する方とします。

1. 医師等から運動を禁止されていない方。
2. 18歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
3. 妊娠していない方。
4. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾患に罹患していない方。
5. 暴力団または反社会的勢力の関係者でない方。
6. 過去に本クラブより除名や利用禁止等の通告を受けていない方。
7. その他、クリニックまたは本クラブが会員としてふさわしいと認めた方。

## 第6条（入会手続）

本クラブに入会するときは、本会則を承認の上、所定の入会申込方法により手続きを行い、定められた入会諸費用を納入していただくことで会員となります。また、入会時に納入された入会諸費用は返還しないものとします。

## 第7条（個人情報）

本クラブが保有する会員の個人情報は、クリニックが別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

## 第8条（変更事項の届出）

1. 会員は、入会申込時の氏名、住所、連絡先に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. クリニックより会員の住所宛に通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所または連絡先に行うものとし、第1項の届出を怠ったため、クリニックからなされた諸通知等が延着、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

## 第9条（諸費用）

1. 会員は、クリニックが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入していただきます。
2. 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等はクリニックがこれを定めます。
3. 利用の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。
4. 一旦納入した諸会費・諸費用は返還いたしません。
5. クリニックが運営上必要と判断した場合は経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金の金額を変更することができ、クリニックが定めた方法により告知するものとします。
6. 諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払いの諸会費・諸料金は支払わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、クリニックが指定する方法で支払わなければなりません。その際に必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものとします。

## 第10条（ビジター）

次の各号に該当する場合、会員以外の方（以下「ビジター」といいます。）も本クラブの施設を利用いただくことができます。

1. 会員の同伴者のうちクリニックが施設の利用を認めた方。
2. ビジターは、施設ご利用時にクリニックが別途定める諸費用を所定の方法でお支払いいただきます。
3. ビジターは、本会則を遵守しなければなりません。

## 第11条（禁止事項）

会員は（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、本クラブの施設において次の行為をしてはけません。

1. 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
2. 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり拘束する等の一切の暴力行為。
3. 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
5. 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
6. 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
7. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する行為。
8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐くなどの法令や公序良俗に反する一切の行為。
9. 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
10. 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
11. 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
12. シャワールームで髪を染める行為。
13. 支払うべき諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
14. その他、法令および公序良俗に反する一切の行為。

## 第12条（会員資格喪失）

次の場合、会員は会員資格を喪失するものとします。

1. 死亡したとき。

2. 除名されたとき。
3. 本クラブが閉業したとき。

#### 第 13 条 (除名等)

クリニックは、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、以後施設の利用が一切できません。またビジターが本クラブの施設利用中に各号に該当した場合、以後施設の利用を一切禁止します。

1. 本会則に違反したとき。
2. 他の会員、ビジターや施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
3. 他の会員、ビジターや施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の行為があったとき。
4. 大声、奇声を発する行為、他の会員、ビジターや施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
5. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員、ビジターや施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
6. 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
7. 他の会員、ビジターや施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその旨の届出があったとき。
8. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
9. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
10. 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。
11. 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
12. 支払うべき諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用したとき。
13. 法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
14. その他、クリニックまたは本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### 第 14 条 (損害賠償責任免責)

1. 会員（ビジターを含みます。本条において同様です。）が本クラブの施設を利用中または施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、クリニックに故意または過失がない限り、クリニックは当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 本クラブは、第 11 条第 11 号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を持ち込むことを禁止しております。会員が金銭、貴金属、その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、クリニックに故意または過失がない限り、会員各自の自己責任としクリニックは責任を負いません。
3. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、クリニックは関与いたしません。

#### 第 15 条 (会員の損害賠償責任)

会員（ビジターを含みます。本条において同様です。）が本クラブの施設を利用中、クリニックまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

#### 第 16 条 (コース変更)

1. 会員は本クラブの会員種別を変更する場合、コース変更届を変更希望月の前月 10 日（同日が休業日にあたるときは前営業日）までに提出のうえ、所定の手続きを行わなければならない。
2. 各月の 11 日以降にコース変更手続きがとられた場合は、翌々月の 1 日より適用となります。

## 第 17 条 (退会)

1. 会員は自己都合により本クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人により、本クラブに来店し所定の退会届の記入による手続きを行ったうえで、月末をもって退会することができます。
2. 退会手続は、退会を希望する月の 10 日 (同日が休業日にあたる場合は前営業日) 迄に行うものとし、当該月の末日をもって退会となります。
3. 各月 11 日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。
4. 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となり、本クラブのご利用が無くても通常の会費等が発生します。
5. 未払いの料金がある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとしします。

## 第 18 条 (休会)

1. 会員は自らまたは法律上の権限を確認できる代理人により、本クラブに来店し所定の休会届の記入による手続きを行ったうえで、月単位で本クラブを休会することができます。
2. 休会手続は、休会開始を希望する前月 10 日 (同日が休業日にあたる場合は前営業日) 迄に行うものとし、手続完了後は開始希望月の 1 日より休会扱いとなります。
3. 各月の 11 日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の 1 日より休会扱いとなります。
4. 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので、本クラブのご利用が無くても通常の会費等が発生します。
5. 休会費用は 1 ヶ月につき 1,000 円(税込)としします。

## 第 19 条 (利用の禁止)

会員 (ビジターを含みます。) が次の各号に該当するときは、本クラブの施設の利用を禁止します。

1. 医師等から運動を禁じられているとき。
2. 飲酒等により、安全に施設を利用することができないとクリニックや施設スタッフが判断したとき。
3. 暴力団または反社会的勢力の関係者であるとき。
4. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾患に罹患しているとき。
5. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
6. 妊娠しているとき。
7. 過去にクリニックより除名等の通告をうけた方。
8. その他、正常な施設の利用ができないとクリニックが判断したとき。

## 第 20 条 (利用の一部制限)

会員 (ビジターを含みます。) が次の各号に該当するときは、本クラブの施設の利用を一部制限します。

1. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
2. 事前の問診、健康チェックおよび運動前や運動中の血圧・脈拍測定により、安全に運動することができないとクリニックや施設スタッフが判断したとき。
3. その他、正常な施設の利用ができないとクリニックが判断したとき。

## 第 21 条 (紛失物・忘れ物)

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、クリニックは一切損害賠償、補償等の責を負いません。
2. 忘れ物については、原則として 1 ヶ月間保管した後、処理させていただきます。

## 第 22 条（施設の閉鎖・休業）

クリニックは、次の各号に該当するときは、本クラブ施設の全部もしくは一部の閉鎖、休業をすることができます。

1. 気象災害その他外因的事由により、会員に危険が及ぶとクリニックが判断したとき。
2. 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
3. 定期休業するとき。
4. 本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖がやむを得ないとき。

## 第 23 条（諸費用の変更ならびに運営システムの変更）

1. クリニックは、会員が負担すべき諸費用について、クリニックが必要と判断したときは変更することができます。
2. クリニックは、施設運営システムを、クリニックが必要と判断したときは変更することができます。
3. 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

## 第 24 条（本会則などの改定）

クリニックは、本会則を改定することができます。尚、改定された会則の効力は全会員に及ぶものとします。

## 第 25 条（告知方法）

本会則における会員への告知は、本クラブのホームページの掲載および施設内への掲示とします。

附則 本会則は、2025 年 5 月 1 日より施行いたします。